

ふるさと名寄を応援してください

市では、「名寄市ふるさと応援寄附条例」を制定し、ふるさと納税制度がスタートしました。

- ・名寄市で生まれ育って、今は名寄市から離れている人
- ・名寄市に親しみや、共感を持ってくださっている人
- ・名寄市に今住んでいる人

皆様の名寄市を応援したい、貢献したいという思いを「ふるさと納税制度」による寄附という形でご協力をお願いいたします。

ふるさと納税制度とは 「ふるさとを応援したい」、「ふるさとに貢献したい」という納税者の思いを形にするため、「ふるさと」という自治体（名寄市）に、5千円を超える寄附を行った場合、一定の限度額まで個人住民税や所得税が軽減される制度です。



寄附金の使いみちは、次の5つの事業から指定（申込書に記入）してください。

1 大学を活かしたまちづくり事業

名寄市立大学において蓄積された教育研究等、大学の資源を地域社会の発展のために活用し、地域及び市民との交流を図る事業

2 天体観測を活かしたまちづくり事業

優れた自然条件を活かし、天体観測の成果を全国に発信し、宇宙への魅力を子どもたちに伝えとともに、北海道大学との相互協定に基づき学术交流を進める事業



3 雪を活かし雪に強いまちづくり事業

冬をさらに親しみ、冬をもっと楽しむ暮らしづくりやより快適な冬の生活環境づくりを進める事業

4 医療と福祉による安心して暮らせるまちづくり事業

市民が生涯を通じ、心身ともに健康で、どこにいても適切な医療が受けられるよう、名寄市立総合病院が地域センター病院としての地域医療の充実を図るとともに市民一人ひとりがお互いに助け合う地域福祉社会の体制づくりや環境づくりに努める事業



5 その他まちづくりに必要な事業

上記以外に必要な事業

親戚や知人、友人にも声をかけてください。

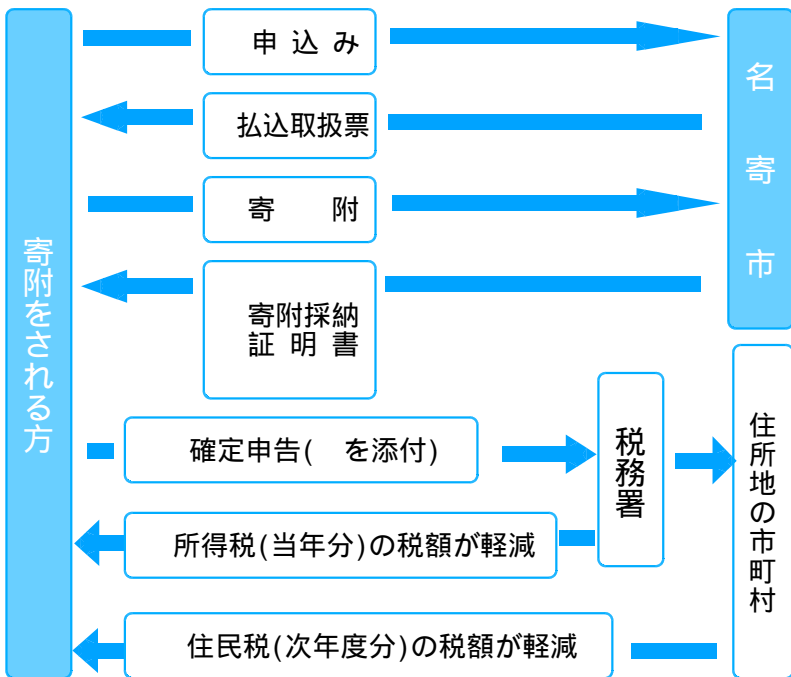




名寄市ふるさと応援寄附金 親戚や知人、友人にも声をかけてください

- 1 寄附金の使いみち**
寄附金は、市の基金に積み立てて、前ページにある5つのまちづくり事業に活用させていただきます。
- 2 申し込み方法**
所定の「ふるさと応援寄附申込書」によりお願いいたします。（市役所名寄庁舎・風連庁舎1階市民課窓口にも用意しています）
電話・ファックスでも受け付けています。連絡をいただければ「ふるさと応援寄附申込書」を送付いたします。
なお、申込書は名寄市ホームページの「ふるさと納税」のページからもダウンロードできます。
- 3 納入方法**
「ふるさと応援寄附申込書」が名寄市に届き次第払込取扱票を送付いたしますので、払込取扱票によりゆうちょ銀行から納入してください。
また、現金書留及び口座振り込みもできます。（現金送付専用封筒、振込手数料などについては寄附される方の負担となります）

ふるさと納税制度の手続きの流れ



4 税金の控除を受けるための手続
所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。
申告の際は、名寄市から送付する寄附採納証明書が必要です。大切に保管してください。（住民税のみの控除を受ける場合は、「市町村民

寄附の強要や詐欺行為には、十分ご注意ください。
税寄附金税額控除申告書」を住所地の市区町村税務課へ提出してください）
年間総寄附金のうち、寄附される方の負担となる5千円は控除対象外となります。また、控除額には上限があり、住民税の1割程度までが控除されます。
企業などが寄附をした場合は、これまでどおり全額が損金の額に算入されます。

担当窓口は、次のとおりです
〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地
名寄市総務部総務課総務係
☎01654 2111 FAX 01654 5644
ホームページ <http://www.city.nayoro.lg.jp>



ふるさと名寄、短信

平成18年3月に合併した新「名寄市」では、名寄市立大学が開学。地域FMコミュニティ放送の開局、道の駅「もち米の里 なよろ」のオープン、国内屈指のカーリング場が整備された道立サンピラーパークが全面開園するなど、先人が築いた社会基盤と人的資源を活かしたまちづくり「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北の都」を目指しています。